

活動支援委員（県Pサポーター）実施要項

滋賀県PTA連絡協議会では、研修委員会・広報委員会がそれぞれの委員会活動を行っています。また、総会や県PTA大会、広報研修会等では、委員会以外の役員も含めて運営に当たっています。しかし、委員・役員が公私ともに多忙化傾向にある中、参加者の減少による活動の停滞も危惧されています。

そこで、滋賀県PTA連絡協議会の理事及び広報・研修委員経験者からの支援を求めていくことで、支障ない事業運営と、委員・役員の負担軽減を図りたいと考えます。

以上のことから、運営規程第16条第2項に規定する活動支援委員（県Pサポーター）の詳細を本実施要項に定めます。

運営規程第16条 2 会長は、委員会活動の活性化のため活動支援委員を理事会の承認を得て指名することができる。

1. 【具体的活動例】

- (1) 研修委員会 研修委員会が行う研修会のサポートスタッフとして
- (2) 広報委員会 研修会等の取材・記事執筆・写真撮影
 サポーター居住地近隣校園PTAの取材等
 「みずいろ」「私たちのPTA」の校正
- (3) そ の 他 総会・県P大会スタッフ等のサポート
 県Pに依頼のある宛て職（特に任期が複数年になっている宛て職の継続）

2. 【条 件】

県P理事・研修委員・広報委員経験者

3. 【任 期】

任期は1年とし、会員は毎年更新できる。非会員は会員資格がなくなったあと3年以内とする。県Pサポーターは、理事会承認に基づく会長指名を受けたのち、就任についての承諾書を提出することとする。（様式19号-3）

4. 【所 属】

県Pサポーターは県P事務局所属とする。

5. 【活動の依頼】

委員会には、委員長からの依頼があればオブザーバーとして参加することができる。委員会活動への参加依頼は、委員会の同意を得て委員長が行う。（文書は県P事務局から発送）近P・日P大会の参加案内（取材依頼）については、県P事務局から送付する。

6. 【旅 費】

旅費は県Pから支出する。
日P大会については、他の参加者と同じとする。

平成30年1月28日 第3回理事会にて承認
平成31年2月17日 一部改正
令和元年10月27日 一部改正
令和5年 7月22日 一部改正